

公立病院改革プランの概要

団 体 名		三重県四日市市					
プランの名称		市立四日市病院中期経営計画(平成20～24年度)(改訂)					
策 定 日		平成 21年		3月		25日	
対 象 期 間		平成 20年度		～		平成 24年度	
病院の現状	病院名	市立四日市病院					
	所在地	四日市市芝田二丁目2番37号					
	病床数	一般566 感染症2 合計568					
	診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、小児科、外科、形成外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、眼科、産婦人科、放射線科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		急性期医療を担う北勢地域の中核病院 地域医療の質の向上への貢献と保健・福祉サービス等との連携 健全な病院経営の実現、適正で効率的な病院経営の推進					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		病院の建設改良に要する経費 (事業費 - 企業債 - 特定財源) × 1/2 病院事業債元利償還金の2/3(14年度以前分)ないし1/2(15年度以降分) 院内保育所の運営に要する経費 (保育所運営委託料) - (特定財源) 救急医療の確保に要する経費 予算補助 医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費 著しく増加した職員に係る共済追加費用の負担額 自治体病院の再編等に要する経費 経営評価委員会の運営、経営アドバイザーに要する経費					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	98.2	97.8	100.9	101.5	100.8	
	職員給与費比率(%)	47.3	47.8	47.0	47.0	47.0	
	病床利用率(%)	85.2	80.8	87.1	87.1	87.1	
	医業収支比率(%)	97.4	97.8	100.3	100.8	100.9	
	材料費対医業収支比率(%)	33.5	30.5	31.1	30.6	30.1	
	1日平均入院患者数	484	459	495	495	495	単位:人
	入院患者1人1日当り診療収入	52,253	56,291	58,500	58,500	58,500	単位:円
	1日平均外来患者数	1,765	1,637	1,638	1,610	1,610	単位:人
	外来患者1人1日当り診療収入	11,561	12,673	13,100	13,200	13,200	単位:円
上記目標数値設定の考え方		計画の2年目の平成21年度において経常黒字化を達成し、計画期間中はこの水準を維持する。 任意項目は医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。 (経常黒字化の目標年度:平成21年度)					

				団体名 (病院名)	三重県四日市市 (市立四日市病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
		年間延べ入院患者数	177,060	167,454	180,675	180,675	180,675	単位:人
		年間延べ外来患者数	432,320	397,807	396,396	394,450	394,450	単位:人
		救急患者数(人)	29,258	30,000以上	30,000以上	30,000以上	30,000以上	年間延べ人数
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	地方独立行政法人(非公務員型)への移行の可否を検討(平成23年度末までに一定の結論を得る)					
		事業規模・形態の見直し	5～6人床室の4人床化、個室、手術室の増設、外来棟の改修など、病床数の増減なしで1床当りの面積を増加することにより、新病棟増築及び既設改修を行う。					
		経費削減・抑制対策	健全な病院経営、適正で効率的な健全経営を実現するために、単年度医業収支比率の黒字を維持するほか、人件費総額の抑制(職員給与費対医業収益比率50%以下)や一般会計繰入金の適正な運用を図るとともに、運営コストの節減等を図り、累積欠損金の縮減に努める。 具体的な取組みの一例としては、 DPCの導入による部門別・疾病別原価管理の推進(20年度から) 医薬品及び診療材料等の効率的な調達・管理(24年度に材料費対医業収益比率30%以下)(20年度から) 業務委託の推進(費用対効果を見極めての実施。業務状況の変化に応じての適正な委託料の設定など)(20年度から)					
		収入増加・確保対策	新病棟増築・既設改修により療養環境の改善を図るほか、7対1看護体制の維持や総合医療情報システムの活用・DPCの適正運用などを行うとともに、医療資源の有効な活用と業務の効率化に努め、収入の増加・確保に取り組む。 具体的な取組みの一例としては、 病床の効率的・弾力的運用の推進(20年度から) 総合医療情報システム(電子カルテシステム)の活用による業務の効率化(20年度から) 医療機器の有効的活用(20年度から) 医療保険制度に精通した職員の養成(20年度から) 未収金対策の推進(20年度から)					
		その他	病院事業から生じる環境負荷を軽減し、持続可能なまちづくりに寄与していく必要がある。本市の環境マネジメントシステムに基づき、光熱水の節減、ごみの減量化や資源のリサイクルの推進、環境負荷の少ない物品の購入等、環境保全の取組みを進める。(20年度から)					
各年度の収支計画		別紙のとおり						
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	91.7%	18年度	91.1%	19年度	85.2%	
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	5～6人床室の4人床化、個室、手術室の増設、外来棟の改修など、病床数の増減なしで1床当りの面積を増加することにより、新病棟増築及び既設改修を行い、療養環境の改善を図る。						

団体名 (病院名)	三重県四日市市 (市立四日市病院)
--------------	----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する北勢保健医療圏には、下記の公立・公的病院が開設されている。 桑名市民病院(桑名市234床)、厚生連いなべ総合病院(いなべ市220床)、三重県立総合医療センター(四日市市446床)、市立四日市病院(四日市市568床)、厚生連菰野厚生病院(菰野町230床)、厚生連鈴鹿厚生病院(鈴鹿市350床)、厚生連鈴鹿中央総合病院(鈴鹿市460床)、国立病院機構鈴鹿病院(鈴鹿市276床)、亀山市立医療センター(亀山市100床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	平成20年3月に改訂された「三重県保健医療計画(第4次改訂)」においては、4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)、5事業(小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療)を中心に、特に地域における切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療提供体制の確保などをめざしている。 また、平成21年2月に示された「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」においては、三重県立総合医療センターは、当院とは救急医療、地域周産期母子医療センター、災害拠点病院、第二種感染症指定医療機関等の指定を受けるなど多くの機能が重複しており、住民にとっては2つの病院が良い意味での競合関係を保ちつつ、ニーズに応えていくことが期待されているが、役割・機能の違いや病院の特色が見えない状況となっていることから、両病院間の適切な機能分担や小児・周産期医療等限りある医療資源の有効活用が課題となっている。	
再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成24年度末まで	<内容> 市立四日市病院は、急性期医療を担う地域最大の中核病院として、広く一般医療においては総合的な診療体制を敷いて地域に必要な診療機能を維持していくものとする。 また、三重県立総合医療センターとの関係について、高度・専門医療においては患者の選択肢を広げたり、地域の医療水準を高めるといった観点から、健全な競合関係を保ちつつ、相互の専門性を高めていく方向性で取り組む。救急医療、小児・周産期医療、災害医療、感染症医療等両院の機能が重複する領域については、地域医療全体にとって効率的かつ効果的であるかどうかを踏まえ、集約化、地域別や疾患別の分担、連携や協働などの方法によって、個別にその役割機能のあり方を検討する。 病診連携・機能分担については、市立四日市病院は急性期病院として亜急性期以降の病院等においても地域で機能分担を進めながら、情報共有していく組織や仕組みづくりに積極的に取り組むとともに、在宅医療においては、医師会の進める在宅医療・地域ケアのネットワークとの連携を図る。	
	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用
経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度末まで	<内容> 経営形態については、当面は地方公営企業法全部適用(以下「全適」という。)を最大限に運営して事業の推進や経営の健全化に取り組んでいくものとするが、一方で全適のままでは制度的な制約もあり、市と市立病院の関係部門による検討会議を設置し、地方独立行政法人(非公務員型)への移行の可否について一定の結論を出す。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	本計画の達成状況については毎年度点検・評価を行うとともに、平成23年度に中間報告、平成25年度に計画期間の全体を通じた総合的な点検と報告を行う。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	中間報告は平成23年10月頃、全体報告は平成25年10月頃を予定。	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	三重県四日市市 (市立四日市病院)
--------------	----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医 業 収 益 a	14,905	14,505	14,726	16,027	16,045	16,045	
	(1) 料 金 収 入	14,643	14,250	14,467	15,762	15,775	15,775	
	(2) そ の 他	262	255	259	265	270	270	
	うち他会計負担金							
	2. 医 業 外 収 益	593	642	628	640	641	548	
	(1) 他会計負担金・補助金	401	447	456	476	474	381	
	(2) 国 (県) 補 助 金	47	55	61	59	61	61	
	(3) そ の 他	145	140	111	105	106	106	
	経 常 収 益 (A)	15,498	15,147	15,354	16,667	16,686	16,593	
支	1. 医 業 費 用 b	14,865	14,891	15,054	15,980	15,916	15,899	
	(1) 職 員 給 与 費 c	6,879	6,858	7,040	7,530	7,549	7,549	
	(2) 材 料 費	4,917	4,857	4,486	4,986	4,912	4,824	
	(3) 経 費	2,273	2,397	2,579	2,513	2,513	2,583	
	(4) 減 価 償 却 費	695	694	853	886	877	878	
	(5) そ の 他	101	85	96	65	65	65	
	2. 医 業 外 費 用	572	532	647	536	531	569	
	(1) 支 払 利 息	48	42	41	38	36	76	
	(2) そ の 他	524	490	606	498	495	493	
	経 常 費 用 (B)	15,437	15,423	15,701	16,516	16,447	16,468	
	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	61	276	347	151	239	125	
	特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	16	1	1	0	0	0
		2. 特 別 損 失 (E)	69	48	49	50	50	50
		特別損益 (D) - (E) (F)	53	47	48	50	50	50
純 損 益 (C) + (F)	8	323	395	101	189	75		
累 積 欠 損 金 (G)	1,688	2,011	2,406	2,305	2,116	2,041		
不良債務	流 動 資 産 (ア)	8,255	8,295	7,595	8,434	9,716	9,782	
	流 動 負 債 (イ)	1,983	2,190	1,096	1,558	1,549	1,361	
	うち一時借入金							
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (エ)							
差引 不 良 債 務 額 (オ)	6,272	6,105	6,499	6,876	8,167	8,421		
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	-362	167	-394	-377	-1,291	-254		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.4	98.2	97.8	100.9	101.5	100.8		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	-	-	-	-	-	-		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	100.3	97.4	97.8	100.3	100.8	100.9		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	46.2	47.3	47.8	47.0	47.0	47.0		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	-	-	-	-	-	-		
病 床 利 用 率	91.1	85.2	80.8	87.1	87.1	87.1		

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	三重県四日市市 (市立四日市病院)
--------------	----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	912	1,595	486	450	2,148	5,054
	2. 他会計出資金	430	370	442	481	634	1,150
	3. 他会計負担金	12	3	4			
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他	2	42				
	収入計 (a)	1,356	2,010	932	931	2,782	6,204
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	1,356	2,010	932	931	2,782	6,204	
支 出	1. 建設改良費	970	1,481	782	612	2,549	6,486
	2. 企業債償還金	722	667	670	851	861	864
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	137	334	9	9	18	9
	支出計 (B)	1,829	2,482	1,461	1,472	3,428	7,359
差引不足額 (B) - (A) (C)	473	472	529	541	646	1,155	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	472	470	528	540	643	1149
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	1	2	1	1	3	6
計 (D)	473	472	529	541	646	1,155	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	400,905	446,536	456,000	476,000	474,000	381,000
資本的収支	(12,144)	(3,404)	(4,000)	481,000	634,000	1,150,000
合計	(12,144)	(3,404)	(4,000)	(0)	(0)	(0)
	843,358	820,060	902,000	957,000	1,108,000	1,531,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。